



鳥取県公報

平成14年 2月12日(火)
第 7 3 5 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (65) (県民活動推進課)	1
	土地改良区の役員の就退任 (66) (耕地課)	2
	県営土地改良事業計画の決定 (67) (〃)	3
	土地改良事業計画の変更協議の適否の決定 (68) (〃)	3
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (69) (〃)	4
	公有水面の埋立ての免許 (70) (漁港課)	4
教委告示	定例教育委員会の招集 (3) (総務福利課)	5
公 告	平成13年度第 2 回鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施 (人事委員会事務局任用課) ...	6
	平成13年度鳥取県職員選定 (資格・免許職) の実施 (〃)	8

告 示

鳥取県告示第65号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年4月1日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年 2月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 申請のあった年月日

平成14年 2月 1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人鳥取発エコタウン2020

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

吉村 元男

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市永楽温泉町505

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、環境保全、廃棄物をゼロにする事業やグリーン購入、地域通貨の発行、環境教育の事業などを通して資源循環型の地域社会の実現のための事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第66号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり会見地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年 2月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	齋 鹿 哲 夫	西伯郡会見町浅井455
"	宇田川 雄 蔵	西伯郡会見町天萬1024 - 1
"	都 田 三 郎	西伯郡会見町天萬715
"	森 本 哲	西伯郡会見町三崎26
"	内 田 茂	西伯郡会見町寺内366
"	小 谷 肇	西伯郡会見町天萬 5 - 4
"	加 藤 正 己	西伯郡会見町宮前368
"	小 林 弘 明	西伯郡会見町田住432
"	岩 田 新	西伯郡会見町諸木62
"	中 村 一 博	西伯郡会見町高姫734
"	盤 指 敏 詮	西伯郡会見町御内谷987
"	高 岡 重 延	西伯郡会見町金田258
"	吉 村 得 敬	西伯郡会見町市山1156 - 4
"	赤 井 竹 章	西伯郡会見町朝金752
"	長谷川 正 吉	米子市青木586
"	田 子 良 雄	米子市上安曇361
"	鷲 見 襄 二	米子市大袋372
"	宮 倉 暹	西伯郡西伯町大字境647
"	田 子 兵衛門	西伯郡西伯町大字境249
"	佐 伯 豊 重	西伯郡西伯町大字福成1115
監 事	宮 倉 文 治	西伯郡西伯町大字境949
"	岩 田 豊	西伯郡会見町諸木307
"	押 田 孝 美	西伯郡会見町井上495
"	香 田 賢 二	米子市下安曇187

平成14年 1月26日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	齋 鹿 哲 夫	西伯郡会見町浅井455
"	清 水 速 水	西伯郡会見町天萬561
"	宇田川 友 之	西伯郡会見町天萬640
"	森 本 哲	西伯郡会見町三崎26
"	内 田 茂	西伯郡会見町寺内366
"	小 谷 肇	西伯郡会見町天萬 5 - 4
"	加 藤 正 己	西伯郡会見町宮前368
"	小 林 弘 明	西伯郡会見町田住432
"	岩 田 有 司	西伯郡会見町諸木65

”	中 村 一 博	西伯郡会見町高姫734
”	梅 原 常 光	西伯郡会見町御内谷899
”	高 岡 重 延	西伯郡会見町金田258
”	吉 村 得 敬	西伯郡会見町市山1156 - 4
”	赤 井 竹 章	西伯郡会見町朝金752
”	長谷川 正 吉	米子市青木586
”	田 子 良 雄	米子市上安曇361
”	鷺 見 肇	米子市大袋603 - 3
”	宮 倉 暹	西伯郡西伯町大字境647
”	田 子 美紀雄	西伯郡西伯町大字境246
”	佐 伯 豊 重	西伯郡西伯町大字福成1115
監 事	宮 倉 文 治	西伯郡西伯町大字境949
”	岩 田 豊	西伯郡会見町諸木307
”	押 田 孝 美	西伯郡会見町井上495
”	香 田 賢 二	米子市下安曇187

平成14年 1月27日就任 任期 4年

鳥取県告示第67号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営畑地帯総合整備事業北条砂丘中北条地区農業用排水及び暗きょ排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成14年 2月13日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
北条町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第68号

江府町が行う土地改良事業（農村活性化住環境整備事業久連地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月13日から20日間

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第69号

鳥取市が行う土地改良事業に係る明治地区（横原工区）の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 2月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成14年 2月13日から20日間

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第70号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定により告示する。

平成14年 2月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 免許の日

平成14年 1月30日

2 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 片山 善博

鳥取市東町一丁目220

3 埋立区域

(1) 位置

西伯郡淀江町大字今津字浜田267 - 36及び267 - 37の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 西伯郡淀江町大字西原字白浜1328 - 8に所在する西原4等三角点(北緯35度27分17秒、東経133度25分32秒)から26度37分21秒、843.64メートルの地点

2の地点 1の地点から269度9分59秒、122.65メートルの地点

3の地点 2の地点から33度54分13秒、6.30メートルの地点

4の地点 3の地点から87度29分26秒、1.93メートルの地点

5の地点 4の地点から357度44分8秒、0.82メートルの地点

6の地点 5の地点から89度11分35秒、117.16メートルの地点

(3) 面積

725.35平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

西伯郡淀江町大字今津字浜田267 - 36及び267 - 37並びにその地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から5の地点までを順次に直線で結んだ線及び5の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 西伯郡淀江町大字西原字白浜1328 - 8に所在する西原4等三角点(北緯35度27分17秒、東経133度25分32秒)から29度54分22秒、812.59メートルの地点

2の地点 1の地点から269度21分9秒、175.76メートルの地点

3の地点 2の地点から345度8分50秒、18.73メートルの地点

4の地点 3の地点から33度54分13秒、50.39メートルの地点

5の地点 4の地点から89度15分25秒、151.42メートルの地点

(3) 面積

10,133.16平方メートル

5 埋立地の用途

物揚場用地

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第3号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年2月12日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

1 日時 平成14年2月15日(金)午前10時40分

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 現業職員の給与に関する規則の一部改正について

(2) その他

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成14年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成14年2月12日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成13年度第2回鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
社 会 福 祉	5名程度
電 気	若干名

（注）採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。

3 対象となる職

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額174,400円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

（1）年齢要件は、次のとおりであること。

ア 社会福祉 昭和46年4月2日以降に生まれた者

イ 電 気 昭和46年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者

（2）試験の種類が社会福祉の場合にあっては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成14年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者であること。

（3）日本国籍を有しない者にあっては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）1 平成14年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込みの者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

（1）試験種目

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式・記述式）及び適性検査とする。

なお、各試験の出題分野は、別表のとおりとする。

また、適性検査の判定は、第1次試験合格者についてのみ行うものとする。

（2）試験の期日

平成14年3月2日（土）

(3) 試験の場所

社会福祉 県民ふれあい会館 鳥取市扇町21
電 気 鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

7 第2次試験

(1) 試験種目

論文試験、面接試験（個別面接）及び健康診断

(2) 試験の期日

平成14年3月9日（土）及び同月10日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県議会棟 鳥取市東町一丁目220

8 配点

区 分		配点	
第1次試験	教養試験	90点	
	専門試験	210点	
		多肢選択式	150点
		記述式	60点
	合 計	300点	
第2次試験	論文試験	200点	
	面接試験	500点	
	合 計	700点	

9 合格者の決定方法

(1) 第1次試験合格者は、教養試験及び専門試験の得点を合計した得点の高い順に決定する。

第1次試験の教養試験又は専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点がそれぞれの配点の2割5分未満の場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とする。

(2) 最終合格者は、第1次試験の得点にかかわらず、第2次試験の得点の高い順に決定する。ただし、論文試験又は面接試験の得点がそれぞれの配点の2割5分未満の場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格とする。

10 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成14年3月6日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成14年3月14日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

11 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成14年4月1日の予定である。

12 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成14年2月12日(火)から同月27日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成14年2月27日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

13 試験結果の開示

この採用試験の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、開示を請求することができる。

14 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

別 表

[教養試験出題分野一覧表]

試験の種類	問題形式	出 題 分 野
全 種 類	多肢選択式	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

[専門試験出題分野一覧表]

試験の種類	問題形式	出 題 分 野
社 会 福 祉	多肢選択式 ・記述式	社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学・一般心理学及び社会調査
電 気	多肢選択式 ・記述式	数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学及び通信工学

平成14年度に選考により採用する鳥取県職員の候補者選定について、次のとおり公告する。

平成14年 2月12日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 選定の名称

平成13年度鳥取県職員選定（資格・免許職）

2 選定の種類及び採用予定者数

選定の種類	採用予定者数
薬 剤 師	若干名
獣 医 師	5名程度
有 機 化 学	若干名
保 健 婦 ・ 保 健 士	若干名
理 学 療 法 士	若干名
機関士(船舶乗組員)	若干名

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更になる場合がある。

3 対象となる職

(1) 有機化学及び保健婦・保健士

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表2級相当程度の職員の職

(2) 機関士(船舶乗組員)

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

(3) 薬剤師及び獣医師

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表(2)2級相当程度の職員の職

(4) 理学療法士

知事の事務部局等に勤務する医療職給料表(2)1級相当程度の職員の職

4 給与

この選定において選定され、11の方法により選考による採用された者には、原則として次に掲げる給料月額のほか諸手当が支給される。

(1) 薬剤師 180,400円

(2) 獣医師 201,100円

(3) 有機化学及び保健婦・保健士 174,400円

(4) 理学療法士 169,200円

(5) 機関士(船舶乗組員) 141,900円

5 選定の応募資格

選定の応募資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、応募することができない。

(1) 年齢要件は、次のとおりであること。

ア 薬剤師、保健婦・保健士、理学療法士及び機関士(船舶乗組員) 昭和46年4月2日以降に生まれた者

イ 獣医師 昭和41年4月2日以降に生まれた者

ウ 有機化学 昭和46年4月2日から昭和55年4月1日までに生まれた者

(2) 次の表の左欄に掲げる選定の種類にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

選定の種類	必 要 な 資 格
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は平成14年5月31日までにこの資格を取得する見込みの者
獣 医 師	獣医師の免許を有する者又は平成14年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者
有 機 化 学	大学において有機化学に係る必要な知識及び技能を修得した者又はこれと同等と

	認められる経験及び実績を有する者
保健婦・保健士	保健婦若しくは保健士の免許を有する者又は平成14年4月30日までにこの資格を取得する見込みの者
理学療法士	理学療法士の免許を有する者又は平成14年4月30日までにこの資格を取得する見込みの者
機関士(船舶乗組員)	4級海技士(機関)以上の免許を有する者又は平成14年3月31日までにこの資格を取得する見込みの者

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による永住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注)1 平成14年3月31日までに永住者又は特別永住者となる見込みの者を含む。

2 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次選定

(1) 選定種目

教養選定(多肢選択式)、専門選定(多肢選択式・記述式)及び適性検査とする。

なお、各選定の出題分野は、別表のとおりとする。

また、適性検査の判定は、第1次選定合格者についてのみ行うものとする。

(2) 選定の期日

平成14年3月2日(土)

(3) 選定の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

7 第2次選定

(1) 選定種目

論文選定(有機化学についてのみ実施)、面接選定(個別面接)及び健康診断

(2) 選定の期日

平成14年3月9日(土)及び同月10日(日)

(3) 選定の場所

鳥取県議会棟 鳥取市東町一丁目220

8 配点

区 分	有機化学	その他		
第1次選定	教養選定	90点	90点	
	専門選定	多肢選択式	150点	150点
		記述式	60点	60点
	合 計	300点	300点	
	第2次選定	論文選定	200点	
面接選定		500点	500点	
合 計		700点	500点	

9 合格者の決定方法

(1) 第1次選定合格者は、教養選定及び専門選定の得点を合計した得点の高い順に決定する。

第1次選定の教養選定又は専門選定（多肢選択式又は記述式）の得点がそれぞれの配点の2割5分未満の場合は、他の選定の得点にかかわらず不合格とする。

- (2) 最終合格者は、第1次選定の得点にかかわらず、第2次選定の得点の高い順に決定する。ただし、論文選定又は面接選定の得点がそれぞれの配点の2割5分未満の場合は、他の選定の得点にかかわらず不合格とする。

10 合格者の発表

(1) 第1次選定合格者

平成14年3月6日（水）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその応募番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成14年3月14日（木）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその応募番号を掲示して発表するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）に掲載する。なお、第2次選定の応募者全員に結果を書面で通知する。

11 選考による採用の方法

最終合格者は、鳥取県人事委員会から選考採用候補者として任命権者に通知される。任命権者は、選考採用候補者に対し採用に係る審査等を行い、鳥取県人事委員会に対し採用したい者についての選考による採用に係る請求を行う。鳥取県人事委員会は、当該請求に対し、選考の基準に照らし合わせ適否の判断を行い、採用者を決定する。

選考による採用は、原則として平成14年4月1日の予定である。

なお、5の(2)に掲げる期日までに資格・免許が取得できなければ、この試験に合格しても採用されない。

12 選定手続

(1) 選定申込書の配布

選定申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 選定の申込み

選定希望者は、所定の選定申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる選定の種類は、一つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成14年2月12日（火）から同月27日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成14年2月27日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

13 選定結果の開示

この選考採用候補者選定の結果については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定により、開示を請求することができる。

14 その他

- (1) 選定手続その他選定に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。

- (2) 選定申込書の請求、選定に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 選定の詳細については、別に選定案内が作成されているので、参照すること。

別 表

[教養選定出題分野一覧表]

選定の種類	問題形式	出 題 分 野
全 種 類	多肢選択式	社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈

[専門選定出題分野一覧表]

選定の種類	問題形式	出 題 分 野
薬 剤 師	多肢選択式 ・記述式	物理化学、分析化学、無機化学、有機化学、生化学、薬剤学、衛生化学、生薬学及び薬理学
獣 医 師	多肢選択式 ・記述式	家畜解剖学、家畜生理学、家畜薬理学、家畜内科学、家畜外科学、家畜寄生虫病学、家畜微生物学、家畜伝染病学、家畜繁殖学、獣医公衆衛生学、家畜衛生学及び畜産一般
有 機 化 学	多肢選択式 ・記述式	物理化学、分析化学、有機化学及び高分子化学
保 健 婦 ・ 保 健 士	多肢選択式 ・記述式	地域看護学、疫学・保健統計（情報処理を含む。）及び保健福祉行政論
理 学 療 法 士	多肢選択式 ・記述式	解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
機関士(船舶乗組員)	多肢選択式 ・記述式	船舶運用学